

## 令和5年度 第7回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時：令和6年1月12日（金） 午前9時30分～午前10時05分

●会場：新潟市水道局 水道研修センター

●委員の出席状況：

（出席委員）佐伯委員、山下委員、内山委員 小倉委員、唐橋委員、澤栗委員、  
廣井委員、宮田委員 山田（健）委員、山田（玲）委員

●傍聴：1名

<p>（事務局）</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和5年度第7回新潟市水道事業経営審議会を開会します。 当審議会の会議は審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ開催することができないとされています。 本日は委員の皆さま全員からご出席いただき、有効に開催できることをご報告します。 音声を確実に届け円滑にご審議いただくため、先回と同様にマイクのご使用をお願いします。 なお、この会議は公開会議としています。 本日は1名の傍聴者の方がいらっしゃいますのでご了承ください。 また、会議の議事録は委員のお名前を含め公開する予定となっています。 そのため、議事の内容について録音させていただきますことを、あらかじめご了承くださいるようお願いいたします。 続きまして配布資料の確認をさせていただきます。 お手元の「令和5年度 第7回水道事業経営審議会配布資料一覧」をご覧ください。 「配布資料一覧」の下に、1、本日の「次第」、2、「座席表」、資料1-1：第6回経営審議会討議結果、資料1-2：答申書（案）、追加資料：料金表1-2、配布資料に不足がある方はいらっしゃいますか？不足等ないようですのでこれより議事に入ります。 佐伯会長はここからの議事進行をお願いします。</p>
<p>（佐伯会長）</p>	<p>それではこれより議事に移ります。 はじめに事務局より前回審議会の審議内容について確認をお願いします。</p>
<p>（経営管理課長）</p>	<p>それでは、前回審議会の確認ということで資料1-1をご覧ください。 前回は料金表の確認ということで、こちらからいくつかのパターンをお出しして、審議をしていただきました。 意見のところは省略させていただきますが、討議の結果ということで、局とし</p>

て示させていただいた料金表の中で、案1を基本的には採用するという事で決定し、確認をいただきました。ただその中でご意見をいただきまして、口径20mmのメーターをご使用されているお客さまに対して、やはりご負担が大きいということで、口径13mm、16mmのお客さまと同様に10立法メートルまでを家庭用に配慮した料金表にしたいということで、再度料金表を作成し、確認をするということでご意見を頂戴しました。

会議の後になりますが、局から案1-2という料金表を委員の皆さまにお送りしまして、ご意見があればいただきたいということで、確認をしていただきました。

皆さまからは特にご意見は無かったのですが、この場で改めて案1-2ということでのよろしいかということを確認いただければと思っています。

(佐伯会長)

ただいまの説明について、ご質問などありませんでしょうか。また追加資料の料金表案1-2について、ご意見等ありませんか。よろしいですか。

では、続いて「答申書(案)」について、これは私のほうから説明させていただきますので、資料1-2をご覧ください。

答申書(案)の2枚目からを説明したいと思います。

「答申書(案)」ということで、令和6年1月15日、新潟市水道事業経営審議会。一応確認ですので、読ませていただきたいと思います。

1、はじめに、新潟市の水道事業は、平成13年4月から22年以上もの間、実質的な料金値上げを行わず、計画的な事業運営、施設の効率的再編・統廃合及び職員数の削減などによる自助努力により健全経営を行ってきました。

しかし、多くの浄配水施設や管路施設が更新時期を迎え、また激甚化・頻発化する災害への対応として耐震化等の推進も急務となっています。

さらに、近年の社会・経済情勢の変化による物価の急騰により多額の費用が必要となる一方で、加速する人口減少や節水器具の普及による水道料金収入の減少から、健全な水道事業経営が難しい状況となっています。

今後、老朽施設の更新及び耐震化等の計画的推進や、安定給水を継続していくために必要となる財源の確保など、新潟市水道事業を後世に引き継ぐために、多角的な視点から審議を行った結果として、以下のとおり水道料金の改定について答申します。

2、答申内容、(1)増額改定を実施。(2)改定時期は令和6年10月とする。(3)料金算定期間は3.5年とする。(令和6年10月から令和10年3月)、(4)資金残高は25億円を確保する。(5)企業債充当率は45パーセントをベースとする。(6)改定率は29パーセントを基本とする。(7)料金体系は基本的に現行の料金体系を継続する。ただし、口径20ミリメートルについては家庭用としての配慮を行う。

3、審議内容、(1)料金改定の必要性。水道事業は、固定費が大部分を占める装置産業であり、このための浄配水施設及び管路施設の整備や更新・耐震化には多額の費用を要する。

一方で、近年の人口減少や節水器具の普及による水需要の減少、急激に変化する社会・経済情勢や、これに伴う物価高騰等により、現在の料金水準を維持した場合、令和7年度には資金不足に陥ることが想定される。

安心・安全なおいしい水道水の供給を後世に引き継ぐために、今回の料金改定が必要と判断する。

(2) 料金改定の時期。社会・経済情勢の変化による物価の高騰等もあり、市民生活や企業活動への影響を考慮する必要があるが、令和7年度には資金不足が見込まれる状況であるため、早期の改定が必要である。

よって、水道使用者への十分な周知期間も考慮し、令和6年10月改定が適当であると判断する。

また、改定時期を遅らせることにより、改定率がさらに高くなる恐れも考慮するものである。

(3) 料金算定期間。料金算定期を長期とした場合、経済状況の変化や水需要の動向などが、より不確実なものとなってくる。

よって、厚生労働省からの通知などにある「3年から5年を基準に設定することが妥当である」を参考とし、改定率を比較的強く抑えることができる、令和6年10月から令和10年3月までの3年6か月が料金算定期間として適当であると判断する。

(4) 資金残高。直近5年間の実績から、料金の改定率を強く抑え、市民生活への影響を最小限に留めるために、最低限度の支払資金として、25億円の確保が必要と判断する。

(5) 企業債。今回の検討に際しては、建設改良費に対する企業債の充当率をこれまでの実績と同等の45パーセントとするが、将来的に水需要の減少が予測される中、多額の企業債に依存するような経営は好ましくない。

健全な水道事業を後世に引き継ぐためにも、料金改定後の損益の状況を考慮しながら、長期的には企業債残高を縮減することが好ましいと考える。

(6) 料金改定率。今後の有収水量の動向と必要となる事業費、料金改定の時期や企業債充当率から、料金算定期間における資金残高確保のために必要となる料金改定率は、29パーセントを基本とすることが適当と判断する。

なお、水道使用者への負担を極力抑えるために、さらなる精査、検討を進める必要がある。

また、料金算定期間内の動向を踏まえ、今後も料金改定について検証を行う必要があることを、適切に水道使用者へお知らせする必要がある。

(7) 料金体系。現行の料金体系は、公益社団法人日本水道協会が作成した「水道料金算定要領」に沿った内容であり、負担の公平性も確保されている。

よって、現行の料金体系を基本的に維持することが適当であると判断する。

ただし、口径16ミリメートルの基本料金については、当初計画の激変緩和措置である50パーセント減額の状態を22年継続していることから、段階的な調整を終了

	<p>してよいものとする。</p> <p>また、口径 20 ミリメートルの従量料金については、近年の使用実態や他都市の料金設定などから、家庭用としての配慮が必要と考える。</p> <p>4、附帯意見、(1) 水道事業の現状（老朽化の状況、財政状況など）や料金改定の必要性について、水道使用者がしっかりと理解できるよう、わかりやすく、きめ細かな説明を行うとともに、多様な媒体（ホームページ、広報紙など）を用いて改定内容を事前に周知すること。</p> <p>(2) 水道使用者の料金負担を少しでも軽減するため、引き続き、さらなる経費節減と費用対効果が見込まれる官民連携手法、新たな収入の確保策を検討するなど、可能な限り改定率の抑制を努めること。</p> <p>(3) 人口減少や節水器具の普及などにより、今後も料金収入の増加が期待できず厳しい経営環境が続くと考えられる。</p> <p>将来にわたり、安心で安全、強靱な水道事業を持続していくためには、給水人口の動向や社会・経済情勢を注視し、水道料金が適正であるか定期的に検証する機会を設けることが望まれる。</p> <p>(4) 口径 16 ミリメートルについては、基本料金激変緩和措置を取りやめることにより、当該口径の利用者に対し、改定率が比較的大きくなることを、適切に説明し、理解していただくこと。</p> <p>(5) 水道事業は市民生活に欠かすことのできないライフラインであるため、今後も適切な資産管理を行い、新・新潟市水道事業中長期経営計画や、新潟市水道施設整備長期構想 2020 に基づいた計画的な事業運営により、安心・安全なおいしい水道水の供給を後世に引き継ぐよう努めること。</p> <p>最後は、5、一般用料金表（案）になります。これは見ていただければいいと思います。</p> <p>6、その他、(1) 委員名簿、(2) 審議経過ということで、昨年の 10 月 13 日から始まりまして、最後が令和 6 年 1 月 15 日ということになるかと思えます。</p> <p>以上となりますけれども、ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
<p>( 内 山 委 員 )</p>	<p>4 の附帯意見の (3) のところで、誤字というか、1 行目の最後のところから「で」が二つ続いてしまっていて、4 の (3) の「人口減少や節水器具の普及などにより、今後も料金収入の増加は期待で」で、「で」が二つ 2 行目にも。これを一つ消していただいていいでしょうか。</p>
<p>( 佐 伯 会 長 )</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ほかにかがでしょうか。</p> <p>それでは、ただいまの答申内容で答申書（案）を提出しますが、答申日については、事前に水道局と調整させていただいておりまして、1 月 15 日、月曜日、午後 2</p>

時となりました。経営審議会の総意として、私が代表して長井管理者へお渡しさせて頂きたいと思っております。

続きまして、1月1日発生 of 能登半島地震における新潟市水道局の対応について、水道局より報告をお願いします。

(経営管理課長)

私のほうから説明させていただきます。その前に、今ほどお聞きいただいた答申書ですけれども、答申書ということで水道局としてはいただくこととなりますけれども、今現在、これから説明する地震対応の関係もありまして、今年度の経費そのものがだいぶ動いてきています。そういった意味で、審議いただく中での決算見込みがだいぶ変わってくると考えています。

それと、令和6年の予算編成を合わせてやっているところでして、今まで説明した資料の数字が実質的にはだいぶ変わってくるかと思っています。そういったところで、答申をいただいた29パーセント、これはなんとか確保したいなということではありますけれども、実際に議会にあげる条例案として、若干の修正の可能性もあるということでお含みおきいただければと思っています。答申書としては、このとおり受け取りたいと思いますが、水道局側でも精査させていただいて、変更する可能性があるということをご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、令和6年能登半島地震への対応ということで資料を追加で配らせていただきました。私のほうから説明させていただきます。

ご存じのとおり1月1日に発生した地震に伴う新潟市の対応ということでまとめられています。まず1番、施設の被害状況、まず浄水施設ですけれども、若干歪みが出るなどが少しありましたが、浄水処理そのものに影響するような被害はまったくありませんでした。管路施設ですけれども、基幹管路、一番メインになります太い管についても被害はありませんでした。ただ、そこから先の配水支管、各ご家庭に水を配るための支管の中で被害が多数ありました。その結果、地震直後、被害の関係で漏水が多く出ましたので、浄水場に水を溜めている配水池の水が急激に減っていくという状況が発生したということです。

2番、減断水の発生ということで、今ほど言いましたように漏水が多く発生したことから、この漏水量を抑えるために、消防用水、消火活動に必要な水というものも確保しなければいけませんし、皆さんに配る飲料水を確保するという目的のために、浄水場から送り出す水の圧力を制御させていただきました。通常どおりの圧力でずっと送り出しますと、漏れている部分からどんどん出るばかりですので、極力これを抑えるということで圧力制御をかけさせていただきました。

その結果、残念ながら高台のほうに住まわれている方の水圧が下がってしまうということで、水の出が悪くなるという状況が発生しています。具体的には高台のご家庭の、例えば2階の部屋、2階のトイレだったり、そういったところで水が出ない、1階のほうでもひねってもチョロチョロしか出ないというような状況が発生し

たということでございます。

これにつきましても、漏水修繕を一生懸命進めていきまして、だいぶ抑えられてきたということで、徐々に段階的に圧力を戻していきまして、1月3日までには全エリアで通常の状態に戻したというところで復旧しているという状況です。

そのほか、先ほど言いました配水支管の漏水が多発しておりましたので、この漏水修繕を行うための断水工事。漏水している箇所を修理するために、その前後の管の仕切弁を閉めるということで、工事のエリアのところに該当する方のお宅で、一時的に工事のために短時間での断水が発生しているという状況です。これが複数の箇所で行われたということになります。

3番、管路修繕ですけれども、1月1日から1月8日までの合計値で、配水管修繕が116か所、配水管から各ご家庭に引き込んでいきます給水管、水道メーターまで、水道メーターより上流側、宅地からメーターまでの間になりますけれども、ここでの修繕は113か所、合計229か所修繕を行っています。

緊急時地震対応ということで、人員を増やしたり応援をいただいたりという形で漏水修繕を行いましたけれども、8日にはほぼすべての漏水修繕を完了して、9日以降は通常の修繕体制に戻りました。

この間、水が出ないお客さまも多くいらっしゃいましたので、応急給水ということで給水所を開設しました。基本的に7時から21時という時間での開設をしています。1月1日は夕方の地震でしたので、その日のうちにはなかなか設置はできませんでしたけれども、2日の7時から、まずはとりあえず3か所開設しまして、その後、増設して2日中には9か所ということで給水所を開設しました。3日も9か所を継続しまして、4日以降、圧力制御による減水のエリアも狭まりましたし、修繕もだいぶ進んだということで、4か所に集約しています。これが昨日まで4か所そのまま継続しました。本日からは、さらに集約させていただきまして、2か所ということで、こちらについても当面の間は2か所を開設していきたいと考えています。

また、そのほか応急給水ということで、透析病院と書いてありますけれども、具体的には信楽園病院で、浄水場から送る圧力を下げた関係もありまして、受水槽に水がなかなか入ってこないということが発生していました。その関係で、この受水槽に給水車で水を入れるということで、車の台数としては4台ですけれども、ほぼ4台ずっとピストン輸送で運搬し続けるという形で病院の機能を維持するという対応しています。これが1月1日から3日までになります。

5番、電話についてです。表のとおり、応答数ということで数字をあわらしています。ただ、米印で書いてありますけれども、地震発生後、職員による集中受付体制を執ったのですけれども、1日の地震直後から2日にかけては多くの電話がありまして、なかなか電話がつながりにくいという状況が発生しています。

6番、受援ということで、新潟市の職員や資機材だけではなかなか早期の復旧はできないということで、県内外からの応援をいただきました。給水車としましては、県内の各事業者から合計で8台、県外から2台、協力業者、これは通常の委託業務

	<p>を行っている業者のほうで給水車を持っていましたので、そちらのほうから1台をお借りしたということで、合計11台の応援をいただきました。</p> <p>修繕に対しましても、同じく県内、県外、あとは新潟市管工事業協同組合を通じまして、1月4日が一番班数としては多かったのですが、最大25班活動をいただいております。</p> <p>ちなみに県外ですけれども、さいたま市と仙台市から来ていただきました。それぞれの都市と個別の協定を結んでおりまして、お互い災害が発生したときには応援に行きますよという協定がありましたので、この協定に基づいて2都市のほうから来ていただいたという状況であります。</p> <p>1月8日までにはほぼ対応が終わりましたので、震源地であります石川県の被害がかなり大きいということで、今度、石川県七尾市のほうに、こちらから応援ということで動いているところです。</p> <p>日本水道協会の中部地方支部長が名古屋市になりますけれども、名古屋市のほうからの依頼もありまして、名古屋市とともに水道管路復旧に向けた計画の策定、また被害がかなり大きくて七尾市のほぼ全域で断水しています。浄水場内、浄水場から送り出す管が結構壊滅的にやられているというところで、復旧の計画をまず立てて順番にやらないといけない、復旧計画と現地調査について今、行っているところです。</p> <p>具体的には職員6名を1月10日から、とりあえず14日までということで送っておりますけれども、この計画の策定でその後、管路修繕等を行わなければいけないということで、計画を立てればその後、復旧班という形でも継続して応援隊を出していこうと考えているところでございます。</p>
<p>( 佐 伯 会 長 )</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今日の予定はこれで終了なのですが、委員の皆様からのご意見、あるいは水道局からのご報告等ありますでしょうか。</p> <p>では、ないようですので、事務局へお返しします。</p>
<p>( 事 務 局 )</p>	<p>皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。</p> <p>ここで、技術部長の山本より、一言ごあいさつを申し上げます。</p>
<p>( 技 術 部 長 )</p>	<p>技術部長の山本でございます。委員の皆さま方におかれましては、本日も活発なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>また、先ほどは料金改定にかかる答申内容についてご確認をいただいたわけですが、料金改定という非常に重いテーマについて、今年の10月からという短い期間の中で、内容の濃いご審議をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。</p> <p>今後の予定としましては、今ほどの答申内容を踏まえまして、2月の新潟市議会に料金改定議案を上程することになりますけれども、議会に対してはもちろんのこ</p>

	<p>と、お客さまに対しましても十分な説明を尽くしていきたいと考えています。</p> <p>そして、料金改定の目的である健全な新潟市水道を後世に引き継ぐために、今後もしっかりと事業運営に努めていきたいと考えておりますので、引き続き委員の皆さま方からもご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでございました。</p>
( 事 務 局 )	<p>以上をもちまして、令和5年度第7回新潟市水道事業経営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日の議事録については、後ほど内容をご確認いただきまして、ホームページに掲載する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、次回第8回の審議会ですが、3月下旬に開催させていただきます。</p> <p>後ほど事務局より日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>